

衆議院内閣委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 3 月 22 日（金）、第 4 回の委員会が開かれました。

- 1 ①重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（内閣提出第 24 号）
②経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 25 号）
 - ・高市国務大臣から趣旨の説明を聴取しました。
 - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
 - ・高市国務大臣、土田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。（質疑者）築和生君（自民）、大野敬太郎君（自民）、宮澤博行君（自民）、鈴木英敬君（自民）、吉田久美子君（公明）、庄子賢一君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

築和生君（自民）

- (1) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（以下「セキュリティ・クリアランス法案」という。）
 - ア 主要国との間で通用する制度であるかの確認
 - イ 経済界からの評価及び要望
 - ウ 同盟国・同志国との国際的枠組みの必要性
 - エ 特定秘密保護制度との整合性及び連続性
 - オ 重要経済安保情報の指定の在り方
 - カ 適性評価のための調査の実施体制及び人員確保
 - キ 調査の迅速性と完全性の両立
 - ク 適性評価後の事情変更の把握
 - ケ 適合事業者の認定に当たり外国関係者による支配等を確認する制度の適用
 - コ 民間事業者等における情報保全の取組への支援の在り方
- (2) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（以下「経済安保推進法改正案」という。）
 - ア 医療DXに関するシステムへの基幹インフラ制度の適用
 - イ 今後の基幹インフラ対象事業の見直しの在り方

大野敬太郎君（自民）

- (1) セキュリティ・クリアランス法案の効果
- (2) 経済安保推進法改正案
 - ア 改正の背景及び目的
 - イ 令和 5 年 7 月の名古屋港のサイバーセキュリティ事案の内容及び課題
 - ウ 一般港湾運送事業者のみを規制対象とする理由
 - エ ガイドライン等による重層的な対応
 - オ 中小規模の事業者が対象となる可能性及び支援策
 - カ 医療DXに関するシステムへの基幹インフラ制度の適用
 - キ 官民連携の取組
- (3) 技術流出の防止策

宮澤博行君（自民）

(1) セキュリティ・クリアランス法案

- ア 本法律案を提出した趣旨及び特定秘密保護法との関係
- イ 重要経済安保情報及び重要経済基盤保護情報の定義
- ウ 重要経済安保情報が漏えいした場合の影響
- エ 民間企業が保有する重要な情報の保全の在り方
- オ 適性評価のための調査機能の一元化の意義
- カ クリアランスホルダーの証明方法
- キ 適合事業者の審査基準
- ク 罰則規定の考え方

(2) 経済安保推進法改正案

- ア 基幹インフラ制度の今後の方向性
- イ 対象とする港湾・港湾運送事業者の規模及び中小規模の事業者の支援策

鈴木英敬君（自民）

(1) セキュリティ・クリアランス法案

- ア 本法律案の意義
- イ 今後の国際連携の具体策
- ウ 適合事業者の認定基準及び同事業者における情報保全の在り方
- エ 民間企業及び独立行政法人が保有する重要な情報の保全の在り方
- オ 適性評価に係る調査を行うために内閣府に設置する組織の人員や予算の規模

(2) サイバーセキュリティ戦略本部の構成の在り方

(3) サイバー安全保障分野における法整備の検討状況

吉田久美子君（公明）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 法律案の必要性及びメリット
- イ 特定秘密保護法の改正によらない理由
- ウ 重要経済安保情報の範囲
- エ 民間事業者における現行法上の情報保全措置
- オ 重要経済安保情報の指定に対する国会等による監督の必要性
- カ 適性評価における本人の同意
- キ クリアランスの適格性の更新及びクリアランスホルダーの証明・表示方法
- ク 適性評価における個人情報の管理

庄子賢一君（公明）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 経済安全保障分野における秘密保全の体制整備が進まなかった理由
- イ 重要経済安保情報の定義
- ウ 重要経済安保情報の指定に係る政府のリテラシー向上の必要性
- エ 信頼性獲得に向けた運用基準の策定における留意点
- オ 適合事業者の認定方法
- カ 重要経済安保情報の指定解除のプロセス及び検証の必要性

キ クリアランスホルダーであることのインセンティブ